

不適正な報酬および賃金の支出について

総務事務・厚生課が担当する嘱託職員の報酬および臨時的任用職員の賃金の支払いについて、下記のとおり、担当職員による不適正な事務処理が判明しましたので、平成27年6月18日、7月7日に報道発表を行いました。

このような事態が生じ、県民および関係者の皆様に大変なご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げますとともに、再発防止に全力を挙げて取り組みます。

なお、平成26年度から平成27年6月までの報酬等の支給事務の全件数を調査したところ、全ての支払いが適正に行われていることを確認しました。

記

1. 6月18日発表の事案概要

(1) 私費による報酬および賃金の支払い

- ・嘱託職員1名の4月分報酬149,857円、臨時的任用職員1名の5月分賃金97,258円の支払い手続きができなかったことから、担当職員が私費で、それぞれの職員の口座に振り込みを行っていた。
- ・6月18日に正規の支出手続きを行い、6月18日に嘱託職員分、6月19日に臨時職員分をそれぞれ本人の口座に振り込みました。

(2) 嘱託職員の報酬の遅延

- ・担当職員が上記(1)の嘱託職員1名の5月分報酬が支払われていないことが、6月15日に判明した。
- ・6月18日に正規の手続きを行い、本人の口座に振り込みました。

2. 7月7日発表の事案概要

(1) 私費による報酬の支払い

- ・嘱託職員2名の4月分報酬95,410円の支払い手続きができなかったことから、担当職員が私費で、それぞれの職員の口座に振り込みを行っていた。
- ・6月29日に正規の手続きを行い、それぞれの本人の口座に振り込みました。

(2) 会計書類の偽造による報酬の支出

- ・上記2.(1)の嘱託職員2名の5月分報酬の支払い手続きにおいて、担当職員が会計書類を偽造して支出手続きを行っていた。
- ・早急に正規の手続きによる支払い事務ならびに既支出分の返納事務を進める。

3. 再発防止策

- (1) 嘱託職員の報酬等を担当する職員の受け持つ部署を、定期的に替えることとします。
- (2) 4月当初に支出対象者一覧表を作成した後、この表へは、係長のみがアクセスできるようにし、その後、新たに雇用された嘱託職員等の追加処理についても同様とします。
- (3) 各月の支出データと支出対象者一覧表の照合を複数の職員で行います。
- (4) 引き続き職員に対するコンプライアンス教育を改めて徹底するとともに、朝礼や終礼時に事務の進行状況を係員全体で常に確認します。